



第1章 基本的事項

1-1 基本計画策定の背景

和歌山県環境基本計画（以下「基本計画」といいます。）は、和歌山県の環境政策の基本方針となるものです。

平成9年に和歌山県環境基本条例を制定して以降、平成12年に第1次、平成17年に第2次そして平成23年に第3次の基本計画を策定し、環境の保全に関する様々な施策を実施してきました。

県民、事業者及び行政が一体となって取組を進めてきた結果、水質汚濁や大気汚染等のいわゆる身のまわりの公害は着実に減少し、県内の環境保全に関する意識も高まってきています。

しかしながら、一方で、地球温暖化による気候変動、生物多様性の損失、汚染物質の国境を越えた拡散等、地球規模での環境問題は確実に深刻さを増しており、私たち県民はこれまで以上に腰を据えて、息の長い取組を行う必要があります。

また、東日本大震災（平成23年3月）によりもたらされた全国的な電力不足に対する節電の取組や、紀伊半島大水害（平成23年9月）における未曾有の災害廃棄物への対応等、私たち県民は次々発生するあらたな課題にも確実に対応していく必要があります。

1-2 今回の基本計画策定の考え

第4次基本計画策定にあたって、念頭に置いたことは「なぜ取組が必要なのか」「何を目指すのか」という点を明確にすることです。

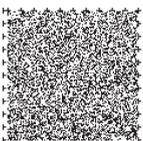
また、これまでの基本計画では、県の環境に関するあらゆる分野を網羅し、個別の施策を列挙し、その進捗状況を把握し管理してきましたが、一方で、県は個別法令等に基づく分野別の計画を策定し、それぞれの分野での取組を進めています。

そこで、第4次基本計画では、「取組の必要性和目指す方向」と「分野別の計画との役割分担」の明確化を行うこととし、基本的な考えや取組の方向を中心に記載しています。

なお、基本計画が目指すのは、持続可能な社会であり、この点はこれまでの基本計画と変わりません。

そして、その達成のため第4次基本計画では「温暖化対策（低炭素社会への取組）」、「廃棄物対策（循環型社会への取組）」「自然環境の保全対策（自然共生社会への取組）」の3分野に取り組むこととしています。

また、持続可能な社会を目指す上で、化学物質汚染等による公害から私たちの健康や生活環境を守る取組は、全てに優先する前提条件となることから、第4次基本計画においても「安全・安心の確保」としてこれまで同様、取組を継続することとしています。





1-3 私たち人類を取り巻く環境問題

地球上で発生している環境問題は様々ですが、そのうち最大かつ緊急の問題は、多量の温室効果ガス排出による「地球温暖化の進行」、資源の大量消費や大量廃棄による「資源の枯渇」（ごみ問題）、温暖化や各種開発による「生態系の破壊」の三つです。

三つの問題はそれぞれ関連し、そして、すべての問題に私たち人類全員の活動や行動が関係しています。

例えば、私たち人類が日常使用している電化製品、自動車等はすべて温室効果ガスの排出に関係しています。

また、様々なものを大量に消費していますが、これらは地球上の貴重な資源を急速に枯渇させています。物の生産や廃棄に伴う環境負荷は結果として地球の温暖化をもたらしています。

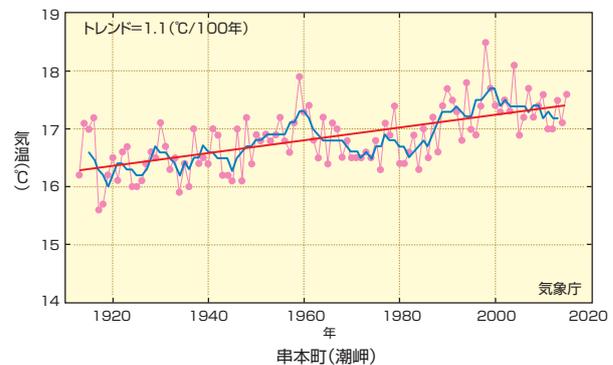
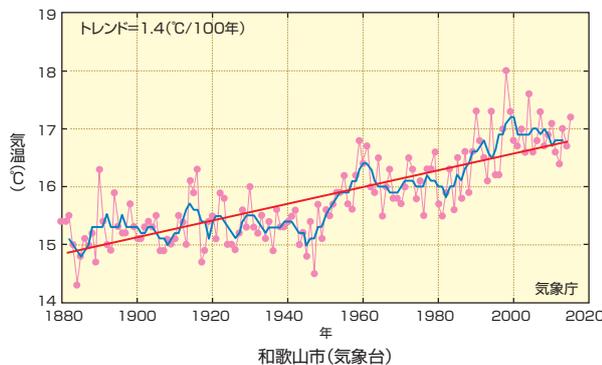
私たち人類の事業活動（開発行為等）やそれに伴う地球温暖化の進行は、直接的又は間接的に生態系の破壊をもたらしています。

生態系の破壊が、いかに私たち人類の生活に影響を及ぼすかということが、身近に感じられないのは、日頃、私たち人類が生態系からどれほどの恩恵を受けているのかを意識していないからです。

私たち人類の生存に必要な、水、空気、食料をはじめ、医薬品や美しい景観、広くは地球の気候の安定化等はすべて生態系からの恩恵だということを私たち人類は理解し、行動する必要があります。

そして、本県においても確実に地球規模での環境問題の影響が現れています。

和歌山県の気温は上昇



桃線（折れ線）：平均気温の経年変化、各年の値
赤線（直線）：長期変化傾向

青線（折れ線）：5年移動平均

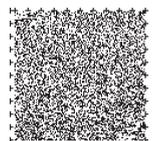
和歌山市（観測点：气象台）では、年平均気温は100年で約1.43℃（統計期間：1880～2014年）の割合で上昇しています。

和歌山市の気温の上昇には、地球温暖化だけでなく、都市化に伴う昇温の影響や数年～数十年程度の時間スケールで繰り返される自然変動が重なっていると考えられます。

串本町（観測点：潮岬）でも100年あたり1.10℃（統計期間：1913～2012年）の割合で上昇しています。

【出典：和歌山地方气象台】

もともと日本屈指の降雨地帯であるため、水害等災害に備えてきた本県でも、これまで経験したことの無い集中豪雨が毎年のように発生し、多くの被





害を出しています。

また、和歌山県レッドデータブックで見ると、絶滅が危惧される種の数には2002年発行の857種から2012年発行の974種へと増加しています。

このように、問題は私たち県民の身近なところでも顕在化しています。地球規模での環境問題は目の前に迫っています。

私たち県民は日頃からこの地球規模での環境問題を意識し、その解決のために必要な行動を執る必要があります。

1-4 基本計画が目指す和歌山県の姿

1-4-1 目指す将来像

本県の過去を振り返れば、大気汚染や水質汚濁等の公害問題、ごみ問題などに厳しく対応してきた歴史があります。こうした歴史の中で、県は、県民の「安全・安心の確保」を優先した環境行政を重ねてきました。

一方で、本県の位置する紀伊半島は、黒潮の影響を受け、気候は温暖で豊富な水資源や森林資源に恵まれており、それを基盤とした豊かな生態系から、私たち県民は様々な恵沢を享受しています。

私たち県民には、今の世代だけではなく、将来の世代が安全安心に暮らしつつ、引き続きこの恩恵を受けることができるよう「環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会」を目指し、実現する責務があります。

そこで、基本計画において目指す和歌山県の将来像を以下のとおりとします。

健全で恵み豊かな本県の環境が保全されるとともに、それらを通じて県民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来の世代にも継承することができる社会
～持続可能な社会「将来にわたり住みよい環境わかやま」～

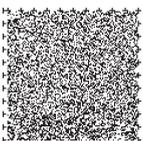
そして、その実現のため、「安全・安心の確保」を前提に「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」及び「自然共生社会の構築」への取組を一体的に進めます。

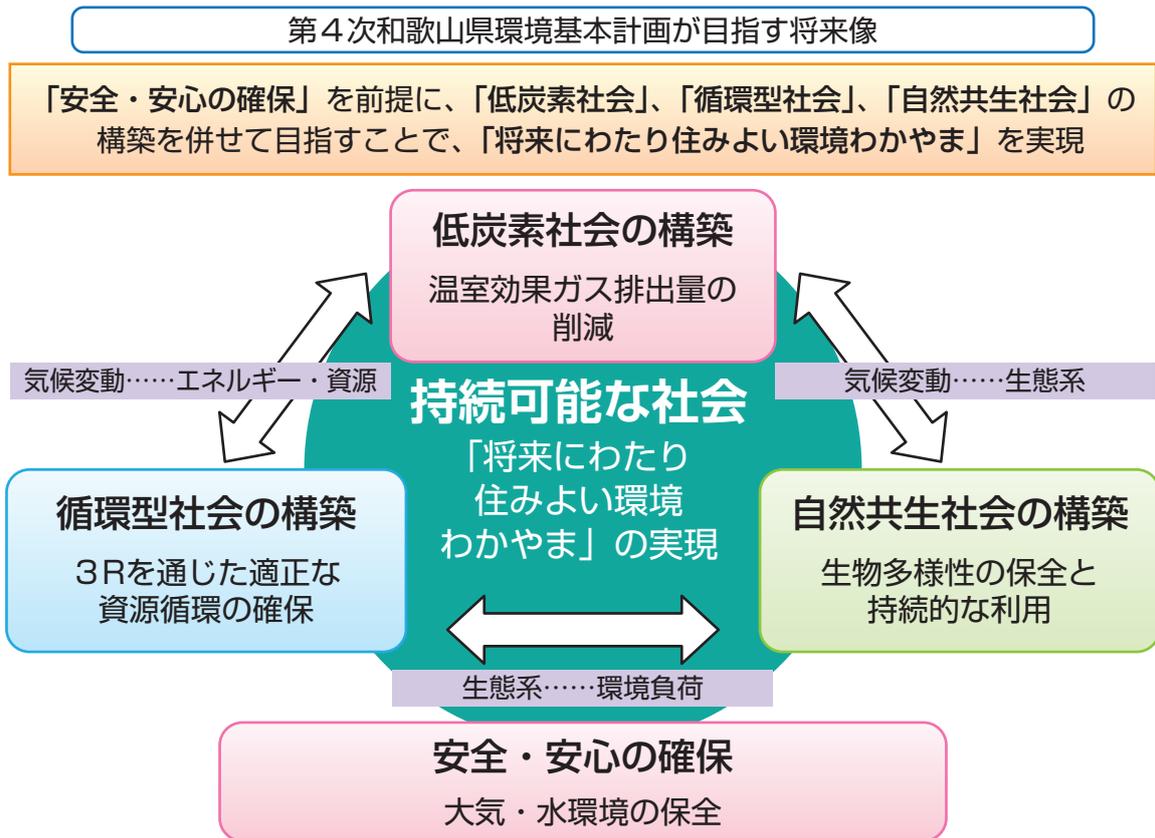
1-4-2 持続可能な社会とは

「持続可能」という言葉は、経済や社会等、様々な分野において使用されていますが、そもそもは環境分野から出たものです。

「持続可能」という理念が最初に提唱されたのは、1987年の国連環境と開発に関する世界委員会（WCED）の最終報告書「ブルントラント報告書（Our Common Future）邦題『地球の未来を守るために』」においてであり、報告書では、「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させる」と定義されています。

基本計画が目指す「持続可能な社会」の考え方についても、このブルントラント報告書の定義に沿うものとしします。





1-5 基本計画の位置づけ

基本計画を本県の環境に関する各分野別計画に、何を目指すのかという、基本的な方向性を与える上位計画として位置づけます。

「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」、「自然共生社会の構築」それぞれの分野には、以下に示すように分野別計画が存在しており、その中で具体的な施策、数値目標を定めます。

なお、和歌山県地球温暖化対策実行計画については、環境に配慮したあらゆる取組が地球温暖化対策に関係（基本計画の推進が温暖化対策に直結）することから、今回の改定で基本計画に統合しました。

※基本計画を地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3により規定されている「都道府県における地球温暖化防止実行計画」として位置づけます。

分野	分野と個別計画	
低炭素社会の構築	(温暖化対策分野)	和歌山県地球温暖化対策実行計画 ※基本計画と統合
循環型社会の構築	(廃棄物循環分野)	和歌山県廃棄物処理計画
自然共生社会の構築	(自然共生分野)	生物多様性和歌山戦略

1-6 基本計画の期間

基本計画の期間は2016（平成28）年4月～2021（平成33）年3月（5カ年）とします。

